

石川県物品等競争入札参加者の資格審査及び指名基準取扱要綱

(趣旨)

第1条 県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査及び指名の基準については、別に定めるもののほか、この要綱の定めによる。

(審査基準)

第2条 資格審査の申請があったときは、審査項目について審査し、次の各号に定めるところにより等級の格付を行うものとする。

(1) 等級の格付は、次号に規定する数値の合計によって得た総合附与数値に応じて、別表第1によりA、B又はCの等級に格付するものとする。

(2) 審査項目に対して附与する数値は、別表第2のとおりとする。

(競争入札参加資格者名簿)

第3条 競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者名簿を作成するものとする。

(取消し等の通知)

第4条 競争入札参加資格者の当該資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、当該者に通知するものとする。

(指名停止)

第5条 競争入札参加資格者の指名停止については、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱の例による。

(指名基準)

第6条 競争入札参加資格者の指名については、別表第1の予定価格の範囲額に見合う等級区分以上の等級に格付された者を指名の対象とし、次に掲げる要件を勘案してするものとする。

(1) 経営状況の悪化又は資産若しくは信用度の低下等の事実がなく、かつ、契約の不履行のおそれがないと認められる者であること。

(2) 物品の購入についての契約に関し銘柄等を指定する必要があると認める場合にあっては、銘柄等に係る物品を供給することが十分可能な者であること。

(3) 製造の請負等の契約について、特別の条件等の理由があるため、特殊な技術、機械器具、生産設備等を有する者に行わせなければならないと認められる場合は、当該技術、機械器具、生産設備等を有する者であること。

(4) 輸入に係る物品の購入契約においては、当該物品に関する外国の製造者又は販売者から販売権を得ている者又は当該取引が可能な者であること。

(5) その事業活動において、グリーン社会の実現に向け、カーボンニュートラルへの対応を講じていると認められる者であること。

(6) ワークライフバランス（仕事と家庭の調和）の推進等により、子供を産み育てやすい、いきいきと働くことのできる環境の整備に取り組んでいること。

(7) 積極的に障害者を雇用していること。

(8) その他、地域・社会に貢献する取組を行っているとして認められる者であること。

(指名基準の特例)

第7条 前条の場合において、指名の対象者が僅少であって、当該競争入札の適正な執行が行われないおそれがあると認められるときは、当該等級より下位の等級に格付された者を指名することができるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条第 5 号の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の競争入札参加者の資格審査及び指名基準取扱要綱（以下「旧要綱」という。）第 6 条の規定による A、B 又は C の等級に格付けされている競争入札参加資格者は、この要綱の施行の日から平成 10 年 3 月 31 日までの間、それぞれ改正後の第 2 条の規定による A、B 又は C の等級に格付けされたものとみなす。
- 4 この要綱の施行の日から平成 10 年 3 月 31 日までの間に平成 9 年度の競争入札に参加しようとする者の審査基準等については、旧要綱の規定は、この要綱の施行の日から平成 10 年 3 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年度の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格の審査については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格の審査については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格の審査については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 11 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格の審査については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格の審査については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格の審査については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年度の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格の審査については、
なお従前の例による。

別表第1

等級格付基準表

等級の 格付区分	予定価格の範囲額	総合附与数値
A	制限額なし	75以上
B	1,000万円未満	50以上 75未満
C	300万円未満	50未満

別表第2

資格審査附与数値表

(1) 営業年数の附与数値

営 業 年 数	審査附与数値
20年以上	10
10年以上 20年未満	7
5年以上 10年未満	5
5年未満	3

(2) 役員及び従業員数の附与数値

役員及び従業員数	審査附与数値
50人以上	10
30人以上 50人未満	7
5人以上 30人未満	5
5人未満	3

(3) 自己資本の額の附与数値

自 己 資 本 の 額	審査附与数値
100,000千円以上	10
30,000千円以上 100,000千円未満	7
5,000千円以上 30,000千円未満	5
0千円以上 5,000千円未満	3
0千円未満	0

(4) 流動比率の附与数値

流 動 比 率	審査附与数値
1 3 0 %以上	1 5
1 1 0 %以上 1 3 0 %未満	1 2
9 0 %以上 1 1 0 %未満	9
7 0 %以上 9 0 %未満	6
5 0 %以上 7 0 %未満	3
5 0 %未満	0

(5) 年間販売（製造）高の附与数値

年間販売（製造）高	審査附与数値
5,000,000 千円以上	5 5
1,000,000 千円以上 5,000,000 千円未満	4 9
500,000 千円以上 1,000,000 千円未満	4 3
300,000 千円以上 500,000 千円未満	3 7
100,000 千円以上 300,000 千円未満	3 1
50,000 千円以上 100,000 千円未満	2 5
30,000 千円以上 50,000 千円未満	1 9
30,000 千円未満	1 3

(6) 社会的取組の附与数値

① 環境への配慮	審査附与数値
I S O14001 の認証取得者	4
・エコアクション21登録者 ・いしかわ事業者版環境 ISO 登録者 ・いしかわ工場・施設版環境 ISO 登録者	2
・いしかわ版里山づくり ISO 認証企業 ・エコドライブ推進事業所	1

② ワークライフバランス等の 推進	審査附与数値
次世代育成支援対策推進法に 基づく一般事業主行動計画策 定届出者	2
「いしかわ男女共同参画推進 宣言企業」認定企業	1

③ 障害者雇用環境整備	審査附与数値
障害者雇用促進法に基づき 障害者法定雇用率達成者	2

④ その他	審査附与数値
消防団協力事業所	2
パートナーシップ構築宣言企 業	2
「いしかわ健康経営宣言企業」 認定企業	1

(7) 指名停止の附与数値

指名停止状況（過去2年間）	審査附与数値
3カ月以上	— 1 2
2カ月以上 3カ月未満	— 9
1カ月以上 2カ月未満	— 6
2週間以上 1カ月未満	— 4
2週間未満	— 2